

宗佐地区まちづくりニュース

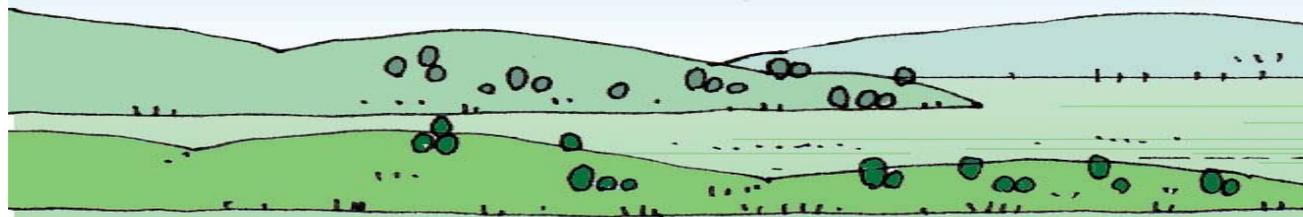
平成19年度

宗佐地区 田園まちづくり制度に関する説明会(報告)

発行日：平成19年10月1日

発行者：宗佐地区 まちづくり勉強会

広報かこがわ7月号特集では「田園まちづくり制度」が掲載されています。



今までの主な取り組み

八幡町連合町内会 説明会(各町内会長)
田園まちづくり制度概要、スケジュール
支援申込みについて啓発
平成19年6月13日(水) 参加人数9人

宗佐町内会 地元説明会(町内各種役員)
田園まちづくり制度、スケジュール、質疑応答
平成19年7月6日(金) 参加人数27人

宗佐町内会 地元勉強会(町内各種役員)
まちづくり協議会設立準備(規約・役員案)
平成19年9月18日(火) 参加人数23人

今後(10月以降)の活動予定

宗佐町内会 総会(町内全体)
まちづくり協議会設立総会
平成19年10月28日(日) 開催予定

まちづくり協議会認定申請(市へ申請 市長認定)
住民意向調査(土地・建物活用 アンケート実施)

9月18日(火)宗佐公会堂において、説明会を開催しました。内容は「田園まちづくり制度」の概要、「まちづくり協議会設立」のための規約(案)、そして今後のスケジュールについて市から説明がありました。制度の概要については別添広報かこがわ7月号特集をご覧ください。

また、これから地元で進めていくにあたっての疑問点についての質疑応答が行われ、出席された皆さんで話し合いました。

(町内会役員23人参加)《結果については裏面を参照してください》

「田園まちづくり制度」について今年度から宗佐町内会が取り組む事になりました。

～田園まちづくり制度に関する説明会開催～

制度の概要・今後のスケジュールについて説明がありました。

説明会 当日の内容

市からの説明：田園まちづくり制度、今後のスケジュール等について説明。

この制度は市街化調整区域の厳しい建築物の許可基準を緩和し、もう少し自由に建築できるようにする制度です。

(集落の人口減少・少子高齢化などの問題を少しでも解決できると考えられます)

地元参加者から次のような意見ができました。(質疑応答)

質疑 1：農振農用地を特別指定区域に指定できますか？

回答 1：農業振興地域の解除等については困難です。住宅区域の指定は農振農用地、補助整備をしている田畑をはずして考えていただきたく思います。営農活性化区域等を定めるときなど、農振農用地を解除する事については、開発審査課や、まちづくり協議会だけで決めることはできません。別途、農林水産課等と協議が必要です。

質疑 2：農家住宅、分家住宅は建てられますか？

回答 2：この田園まちづくり制度は、分家の制度など今までの基準にプラスして新しい基準を適用するものですので、特別指定区域を指定したからといって、今まで建てられていた農家住宅、分家住宅が建てられなくなることはありません。

質疑 3：雑種地で貸農園をする場合、農地に転用できますか？

回答 3：雑種地を田に地目変更するための許可は不要です。

質疑 4：農振農用地以外の田を転用して売買することはできますか？

回答 4：農振除外地であれば許可を取れば転用できると思います。

(目的、必要性ならびに緊急性が必要)

市から：今後の取り組みについて。

この制度は地元が主体となって取り組んでいただくものです。今後の取り組みとして、まず初めにまちづくり協議会を設立していただきたく思います。

市は勉強会や資料作成等の支援をしていきますので、将来の「魅力あるまちづくり」のためにこの制度を活用して下さい。(支援業務は平成 21 年 3 月迄です)

【次回の開催について】

今後、この制度について、宗佐町内会として取り組んでいきたいと考えています。そしてその活動については、住民全体に周知できるように進めていき、できるだけ皆さんと話し合う機会を作って行きたいと思えます。宗佐地区のすべての住民が一体となって、「この田園まちづくり制度により快適で魅力あるまちづくり計画を作っていきますよ。」

次回の活動については 10 月 28 日に「まちづくり協議会」設立総会を開催しますのでぜひ参加してください。

連絡先

宗佐地区まちづくり勉強会

